

農業ビジネスの新たな展開と支援機関の設置について

【担当省庁】農林水産省

農業の持続的発展のためには、これまでの担い手対策に加えて、地域連携に基づいた資源の有効活用を図り、農商工連携や六次産業化、輸出ビジネスの取組を進めることにより、トータルで経営基盤を強化し、地域雇用の拡大や所得の向上を目指すことが必要です。

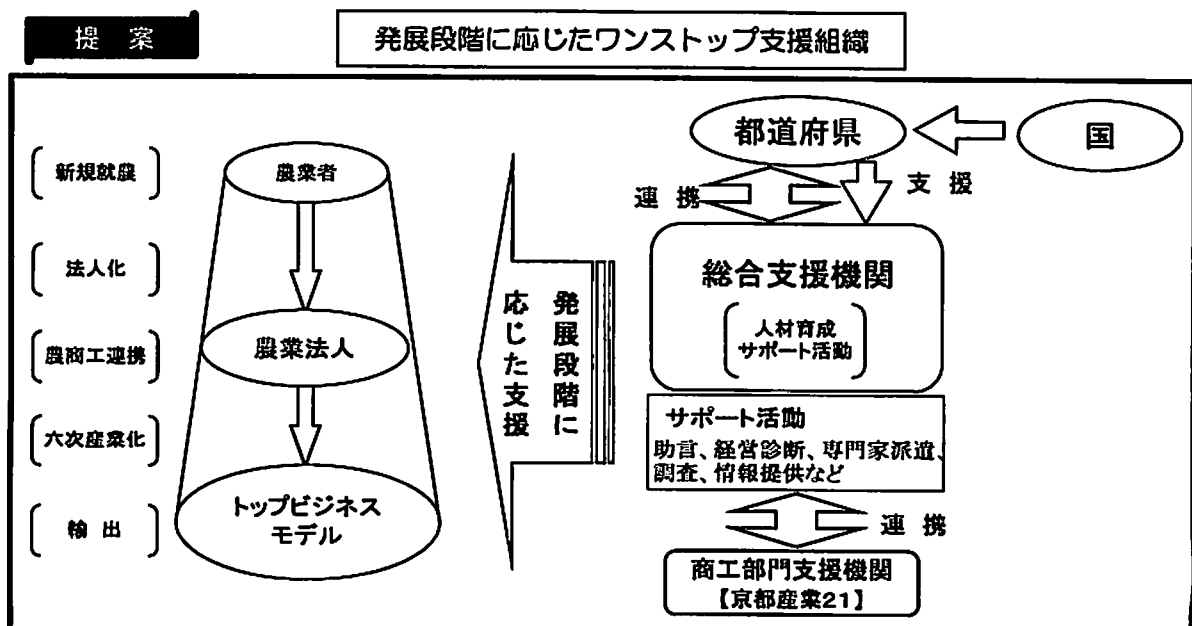
このため、都道府県段階の支援組織が総合的なサポート活動を実施し、持続的・安定的な経営体を着実に育成できるよう、次のとおり提案します。

<京都府からの提案>

■ 農業ビジネスの育成のための支援機関の設置

農業ビジネスの育成のためには、新規就農から認定農業者、さらには海外を見通した農業ビジネス経営体に至るまで、農業経営体の発展段階に応じた、規模拡大から新商品開発、生産・需要の販路拡大までの助言・指導など、農業トップビジネスの確立に向けた支援活動が不可欠である。

このため、地域の実情に精通した都道府県段階の総合支援組織（法人）を法的に位置づけ、その体制整備やサポート活動に必要な予算措置を講ずること。



京都府の現状・課題等

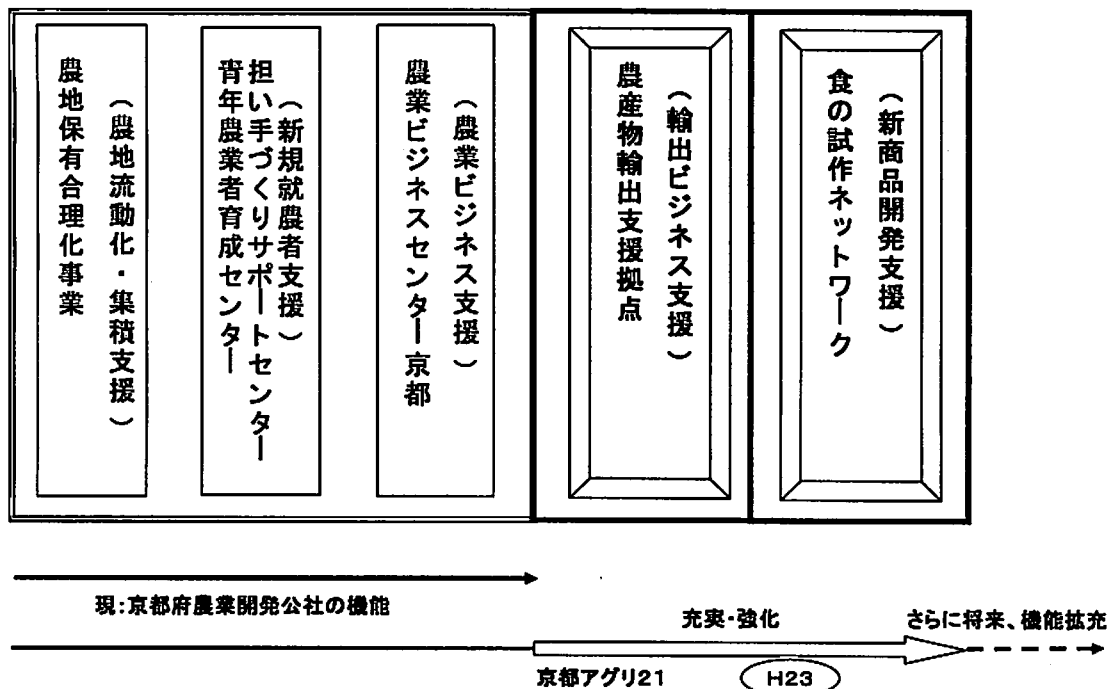
◆ 取組状況等

- 京都府では、農林水産業ジョブカフェでの就農相談や担い手養成実践農場による技術習得等人材育成、農地や就農先の確保のほか、農商工連携等による農業ビジネス育成や農業ビジネスプラットフォームの支援など、(社)京都府農業開発公社が経営発展段階に応じて一貫した支援を実施。
- さらに、1 億円経営体の倍増を目指し、新商品開発や六次産業化を促進するための設備投資助成を行うとともに、ブランド品目の拡大を進め、足腰の強い農業ビジネスの育成を進めることとし、平成 23 年度に「京力農業づくり事業」を創設。

◆ 今後の展開及び課題

- 平成 23 年 6 月には、(社)京都府農業開発公社を「京都アグリ 21」に機構改革し、農産物輸出ビジネスや食の試作ネットワーク構築など新たな機能を付加し農業の総合的な支援機関とする。
- 総合支援組織を、農商工連携促進法や六次産業化法等における指導機関として位置づけることにより、対外的な信頼性が向上し、経営改善等に必要の情報を入手できるため、実態に即した指導が可能となる。
- 一方で、農地保有合理化促進強化基金の自主返還による財務基盤の脆弱化により、新たな事業の展開が困難な状況にある。

京都アグリ21



【京都府の担当部局】

農林水産部 担い手支援課 075-414-4908